

審査の結果の要旨

氏名 速水 清孝

本論文は、建築士法を中心とする日本の建築技術者の制度の成立と展開を述べたものである。建築士法はこれまで、その制定に込められた意図が正しく知られてはこなかった。そのためしばしば、西洋に伍した建築家の法を望む立場からの批判に晒されてきたが、本論文では、その成立の鍵に庶民住宅があったという視点から、住宅と設計者の関わりを軸に据え、これを明らかにすることが試みられている。

論文は、序論（第1章）と結論（第8章）を含め計8章よりなる。

第2章では、建築家の誕生以前より設計の場で活躍していた大工の明治・大正期の変化を探っている。これによって、すでに知られる建築家ばかりでなく、すべからく設計者が明治以後の時間の中で、住宅に接近していくことが示された。

しかしその住宅とは中流層のものに留まっていたから、この頃から、然るべき技術者の関与のない庶民住宅の質の向上を如何にして図るかが課題となり始めていた。

第3章では、建築家たちが大正に入り着手した建築士法の制定運動を行政の立場から探っている。

同運動の目的は、法制による建築家の社会的立場の確立にあった。そのため一般に行政は一貫してこの法に冷淡であったと考えられてきた。しかし、行政の側にも別な角度から法を欲する声があったこと、それが戦時下に向けて次第に高まっていくことが明らかにされている。中でも注目すべきは戦後制定の中心人物となる内藤亮一が、庶民住宅への技術参与のために士法が必要と述べていたことである。これは現行法の発想の根底に住宅問題があったことを意味しており、画期的な発見である。

第4章では、建築代理士制度の成立と展開が述べられている。市街地建築物法の制定により誕生した建築の申請事務を代行する者が、どのように建築技術者へと変貌を遂げていくかが明らかにされている。

すなわち実務の中でその性格を備え、また、戦後、士法に定められた「建築士でなければ設計監理することのできない範囲」を外れた小規模住宅の場で、設計者としての役割を行政にも期待されていく、その様が示された。

続く第5章では、前述の内藤が、どのような背景から法を構想し、どう実現したかを述べている。

学生時代より士法に夢を見た内藤の主張は、就職のため赴任した大阪で、建築学の成果の及ばない庶民住宅の悲惨な現実を目の当たりにする中で培われた。以後、戦前より物の法だけでは不十分として人の法の必要性を訴えていくことになる。また訴えるばかりでなく、大連で定められていた建築技術者の制度に学び、神奈川で日本内地初の建築士的制度を定めるなどしたことが明らかにされている。

しかしながら制定された士法は、当初予想された技術者の不足から、極めて制限の多い形となった。こうして、内藤が法に込めた住宅問題の視点がわかりにくいものとなつたことが示されている。

第6章では、建設業法に定める施工技術の管理をつかさどる主任技術者の制度がどのように成立したかが述べられた。

成立した士法はしばしば曖昧な設計者の法と評される。しかし同法は、設計者を中心にしてはいるものの、むしろ「広く建築技術者の法」と考えるべきものである。とはいえたるに於ける場合にも、建築技術者の法制度全体を見渡せば含まれていないものがある。それがこの主任技術者である。

本論文は、それゆえに士法は建築技術者法としても曖昧なものとなっているという立場から、主任技術者制度がどのように生まれ、なぜ士法に含まれないことになったかを解説している。

第7章では、士法に不満を持つ建築家たちにより昭和40年代を中心に繰り広げられた建築設計監理業務法制定運動の中核にあった市浦健を取り上げ、彼が同運動から退いた後に示した建築家法の再評価がなされている。

この提案ではまず、設計専業か否かという、当時建築家たちの関心の核にあった建築家の所属が不間に付されていた。そのため建築家たちには受け入れ難い提案であったが、近年、建築家の定義について所属は問題ではないという考え方が強まっており、その意味で先進的であった。それでも、別に示された、庶民住宅は工務店法を定めそれに委ねるという考え方は、然るべき設計監理者をそれに関与させたいとする士法に込められた意図とは異なり、そのため行政にも受け入れられるものではなかったことが示されている。

以上、本論文で明らかにされたことは、建築家に限定せず広く建築技術者を扱うこと、また、社会を視野に入れその象徴的な存在である庶民住宅に注目することによって初めて獲得されたものである。その斬新さとともに、得られた知見の意義は高く評価すべきものがある。

さらに、それぞれについて丹念に集められた膨大な資料がふんだんに活用され、精緻な分析が施された上で、質の高い考察がなされている。価値の高い労作である。

よって、本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。